

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

- 1 日時
平成24年4月17日（火曜日）
午前10時3分開会、午前11時散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、
佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、小野寺好委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、大山担当書記、井上併任書記、宮澤併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、
佐藤河川港湾担当技監、及川県土整備企画室企画課長、吉田建設技術振興課総括課長、
八重樫建設技術振興課技術企画指導課長、高橋道路建設課総括課長、
細川道路環境課総括課長、及川河川課総括課長、志田河川課河川開発課長、
菊地砂防災課総括課長、遠藤都市計画課まちづくり課長、伊藤下水環境課総括課長、
澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、吉田建築住宅課営繕課長、
川村港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
受理番号第16号 主要地方道紫波江繋線の自然保護地域内区間のルート変更を求
める請願
 - (2) 継続調査（県土整備部関係）
 - ア 県土整備部における復旧・復興のロードマップについて
 - イ 復興道路を核とした道路施策の取組方針について
- 9 議事の内容
○嵯峨耆朗委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。よろしくお願いた

します。

なお、渡邊都市計画課総括課長は、国土交通省都市局公園緑地・景観課長による陸前高田市内の現地調査への対応のため、欠席となっておりますので、御了承願います。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

藤澤担当書記。井上併任書記。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

若林県土整備部長から、県土整備部の新任の方々を御紹介願います。

○**若林県土整備部長** おはようございます。それでは、紹介をいたします。

まずは、菅原伸夫副部長兼県土整備企画室長。

細川健次道路環境課総括課長。

及川隆河川課総括課長。

志田悟河川課河川開発課長。

遠藤昭人都市計画課まちづくり課長。

伊藤茂樹下水環境課総括課長。

澤村正廣建築住宅課総括課長。

勝又賢人建築住宅課住宅課長。

吉田壽仁建築住宅課営繕課長。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

委員の皆さんに御報告がございます。さきの当委員会におきまして、請願陳情、受理番号第16号主要地方道紫波江繫線の自然保護地域内区間のルート変更を求める請願につきましては、再度請願者から願意を聴取することとされたところであり、去る4月3日、当職及び小野副委員長において、現地に出向き、請願者である大井誠治氏に願意を確認したところ、土石流により川、海が汚されないことが請願の趣旨であり、防災と環境への配慮が行われるのであれば、県道のルート変更にはこだわらないとのことでありましたので、御報告いたします。

また、小田島委員から要請のありました当請願に係る審査の経緯につきましては、お手元に配付した資料のとおりでありますので、御了承願います。

初めに、県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第16号主要地方道紫波江繫線の自然保護地域内区間のルート変更を求める請願を議題といたします。

その後、当局から説明することはございますでしょうか。

○**高橋道路建設課総括課長** 最初に、お手元にお配りしております資料について説明させていただきます。

A3判1枚ものの資料をお配りしております。この資料は、3月16日に開催されました2月定例会の県土整備委員会におきましてお配りした図面と同じ内容になってございます。

資料の内容につきましては、さきの委員会で御説明いたしましたので、今回は説明を省略させていただきますと思います。

請願願意に対しまして、県では現時点では現在のルートを適正に維持管理しながら利用していくことが妥当であると考えるとともに、県道のルート変更につきましては早池峰国定公園の保護、保全対策のあり方等について幅広く検討を重ねた上で、総合的に判断すべきものと考えているところでございます。以上で説明を終わります。

○嵯峨老朗委員長 ありがとうございます。前回の委員会で小田島委員のほうから要請のあった経緯についてはこの状況だと思います。

本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

○小野寺好委員 委員長が赴いたとありましたけれども、どちらに行ったのですか。

○嵯峨老朗委員長 宮古漁協です。筆頭請願者が宮古漁協の組合長、大井誠治さんということで行ってまいりました。

○小野寺好委員 行ったのですか。

○嵯峨老朗委員長 行ってきました。

○小野寺好委員 普通は逆ではないか。

○嵯峨老朗委員長 なかなか時間がとれない状況であり、向こうの都合に合わせるしかないということで行ってまいりました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨老朗委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

○佐々木順一委員 委員長、副委員長が現地まで行きまして大井誠治さんに面談の上、意見聴取されたこと、まずもって心から感謝の意を表したいと思っております。

それで、きょうはその報告がありましたし、それからこれまでの審査の経緯についても委員各位御承知のことと思います。いよいよ問題点も出尽くしまして、あとはいつ決着するかという局面ではないかと思っております。さらに、かかる請願は、たしか平成十五、六年ごろだったと思いますが、一度県議会の委員会に請願が提出されまして、それを処理した経過もあります。今回再度提出ということでありまして、紹介議員の欄をごらんになっていただければおわかりかと思いますが、伊藤議員、及川議員、軽石議員と全員我が会派の所属議員が紹介議員になっておりますので、紹介議員に今までの審議の経緯を報告し、そしてさまざま意見交換をした上で、次の委員会を決着の日に想定して、我が会派として意見の取りまとめを行いたいと思っておりますので、大変恐縮ではございますが、きょうの段階につきましては次回まで継続ということで行っていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○嵯峨老朗委員長 ありがとうございます。今佐々木委員から話があったとおりでございますけれども、そのような理由をもって継続審査という意見なのですが、ほかにございませんでし

ようか。

○佐々木順一委員 次、決着することを前提にお願いします。

○嵯峨耆朗委員長 はい。次、決着することを前提に継続ということです。

ほかにないようではありますが、継続審査という御意見でございます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の請願陳情の審査を終わります。

次に、県土整備部における復旧・復興のロードマップについて調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○及川企画課長 それでは、お手元の配付資料について、県土整備部における復旧・復興のロードマップについて御説明申し上げます。

1枚開いていただきますと目次がございます。ローマ数字ⅠからⅤまでは、今までの予算の状況、進捗状況について簡単に御説明申し上げます。最後に、復旧・復興のロードマップの基本的な考え方、今後の整備部分等について、あわせて順を追って御説明させていただきます。

それでは、1ページをお開き願います。1ですけれども、災害復旧事業の区分ごとの予算状況です。平成23年度が221億2,600万円余、今年度が663億3,600万円余で、2カ年で計884億6,200万円余となっております。

2番目の災害査定結果の集計表でございますけれども、県、市町村合わせて全体で2,049件、2,479億2,200万円余と過去最大に上っております。

3の各工種の進捗状況と今後の見通しを整理したものでございますが、2ページ目の合計欄を使って本表の見方について御説明いたします。

まず、左側、左欄のH23と表記した欄は発注工事のうち完了した工事の件数、金額をあらわしています。

次に、中ほどのH24と表記した欄ですけれども、平成23年度で発注、契約した工事と、未契約のまま予算だけ繰り越した工事の件数、金額、これが①になります。②が平成24年度当初予算に計上したもので、合わせて529件、808億3,500万円余となっております。

次に、右欄のH25以降と表記している欄につきましては、星印の括弧書きの33件、これは平成24年度から平成25年度以降に継続して繰り越す工事を予定しております。この33件を含めると、複数年度にわたる大規模工事を中心といたしまして91件、1,367億2,600万円余が平成25年度以降に予定されているということでございます。

次に、3ページをお開き願います。海岸保全施設の復旧・整備の予算状況でございます。災害復旧事業以外にも防潮堤の新設や既存水門の遠隔操作化などの対策費をこの表のお

り計上しております。

2の大規模箇所を進捗状況につきましては、3ページから4ページにかけて全27カ所の河川、海岸の全体事業費、進捗状況についてまとめております。

今後の進め方ですが、まずは国との協議設計を整える必要があり、測量、地質調査など基本となる調査を早急に完了し、発注手続に移行するため住民との合意形成や事業用地の確保等を同時並行的に進める必要があると考えております。

5ページ目でございます。災害公営住宅の整備でございます。予算状況としましては、平成24年度の整備事業費として228億円余、平成25年度債務負担行為と合わせますと2カ年で337億円余の予算を確保してございます。そのほか災害復興型地域優良賃貸住宅の補助金10億円、住宅再建支援として利子補給等の事業費を措置しているところでございます。

災害公営住宅の整備に向けた取り組みといたしましては、釜石市、大槌町につきましては設計業務に着手しております。また、宮古市ほか4市町村については測量調査に着手しているところでございます。

次に、住宅再建支援制度の活用実績でございますが、現時点で673件、3億4,000万円余となっておりますが、今後積極的に活用していただくため、制度の周知に努めてまいります。

6ページにまいります。復興道路の整備につきましては、次の調査項目として予定されておりますので、この場では詳細について割愛させていただきます。

7ページでございます。港湾施設の復旧・整備の予算状況ですが、直轄事業の復旧分として平成23年度、平成24年度の合計で397億8,200万円余、それから久慈港、宮古港の防波堤の整備分といたしまして67億9,900万円余が措置されております。県事業では、災害復旧事業以外にも岸壁等の改修や既存施設の改良等に要する事業費が計上されているところであります。

平成23年度末における各重要港湾の復旧状況につきましては、表に記載のとおりでございます。

8ページ、9ページのA3判の資料に移らせていただきます。復旧・復興ロードマップの作成に当たっての基本的な考え方についてでございますが、当部が所管する社会資本整備のうち、被災者が今後の生活設計や再建に当たって希望が持てるように、県の復興計画の基本原則である安全の確保、暮らしの再建の主要分野、一つ目は海岸保全施設、まちづくり、復興道路、災害復興公営住宅でございますが、6月には復旧・復興整備計画を公表し、7月までには整備計画に基づく進捗管理のツールとして中間目標や課題等を設定したロードマップを作成し、公表しようとするものでございます。

なお、市町村のまちづくり計画の進度に応じて市町村別、地区別工程表につきましても順次作成し、9ページの主要分野の総括工程表とリンクさせる予定でございます。

9ページ目は、復興道路等の整備に関する総括工程表の図面表でございます。以上で説明を終わります。

○**嵯峨老朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はございませんでしょうか。

○**清水恭一委員** ちょっと細かいのですが、5ページの2の住宅の設計について、釜石市、大槌町の計が195戸、用地測量の着手済みが、計508戸とあるわけですが、この戸数のそれぞれの市町村の内訳を教えてくださいたいのですが。なければ後でいい。

○**吉田営繕課長** 設計済みの戸数ですが、釜石市が2地区で、平田地区が120戸、野田地区が40戸です。大槌町につきましては、吉里吉里地区に35戸入居しておりまして、その分は発注済みでございます。

それから、用地測量につきましては、宮古市が2地区で82戸、大船渡市が2地区で116戸、陸前高田市が2地区で208戸、山田町が1地区で72戸、野田村が2地区で30戸予定しております。

○**柳村岩見委員** ここまで具体的になってきたということで、忙しい中でこのところまでこぎつけたということには敬意を表したいと思います。

さて、数字的にはそのようになるわけでありましょうが、実際に発注される、受注される、施工されるという過程において、この量の仕事が落札まではいきましても資材は大丈夫なのだろうかとか、人夫は大丈夫なのだろうかとか、このロードマップからはイメージがわいてこない。仕事そのもののロードマップということになりますと、どんなイメージになりますか。例のない話ですよ。

○**若林県土整備部長** まず、このロードマップの作成の意図は、やはり被災者の皆さんの心情を察すれば、これからどうなっていくのだろうという見通しが必要であるということでありまして、それはお示しをしようという思いで我々はつくっております。

一方、これからロードマップに準じて発注をしていきます。既にさまざまな課題が表面化し始めています。それを受けて、前からもお話をしておりますが、現場、各振興局管内において、土木センター管内でありますけれども、そこで国、県、市町村、その他機関、発注者が、まずどういう発注になるのだろうと、それから資材含めてそういうものの調整会議を立ち上げるということで、これは4月中に立ち上げる予定であります。

一方、現在建設業協会沿岸部の支部のほうに県の建設技術振興課が行って意見交換を始めております。その中で、既に一部地域では漁港工事等が発注されておまして、石材や生コンが不足ぎみだとかいう状況があります。一方で、それに対して大規模なものを使うところについては専用プラントをつくるか、例えばプラント船を持ってくるなどの動きも徐々に出てきておりますので、とにかく一番大事なことは、そういう情報共有をすべての関係機関で行い、その問題の顕在化になる前にいち早く何らかの手を打っていくことが一番大切だと考えております。そういう方向で進みたいと思います。

○**柳村岩見委員** わかりました。その中で、一つ事例を説くと、今どき言葉の表現はもう少し別な、適当な言葉になるかもしれませんが、人夫というか、作業員といいますか、昔で言えば飯場、今なら宿泊施設ということになりましょうか。建設業協会絡みで住田町に

大規模に建てたい。それは、あいていれば、要件を満たしていればどこでも使えるということにしたいという場合に、県がどのような支援をしてあげるのか。

○八重樫技術企画指導課長 宿舎の話かと存じます。被災3県、福島県、宮城県、岩手県、県土整備所管の部署で国交省のほうに要望していた事項がございまして、県外から労働者を調達する場合に宿泊、旅費、交通費、それらの経費を設計上見られないかということをお願いしていたのですが、これは整備局のほうで3月から計上できるということになりましたので、県では3月5日からの報告以降、設計上それを計上しております。ただ、その率は、通常ダム工事というのがありますが、里から離れた山間部で飯場、事務所、それから泊まるほうのやりとりを、そういった工事の経費率に近いものになっております。おおむねですけれども、1億円の工事で70万円程度、そういったものを上乘せして今吟味しておりますので、そういったことの説明をするために沿岸のほうの建設業協会支部と今意見交換しているところでございまして、そこは御理解いただいているというところでございます。

○嵯峨耆朗委員長 質問の趣旨はそうではないのだ。そういった施設をつくりたいというところがあった場合に、そういった施設をつくるのに対してどのような支援があるかどうかということなのです。

○柳村岩見委員 支援のメニューがあるのか、ないのか。そういう角度からはあるよね。別な角度からはあるものね。

○吉田建設技術振興課総括課長 県土整備部として独自のものがあるということではないですが、厚生労働省所管で、そのような宿泊施設に対する補助が存在するというのは聞いております。

それから、商工労働観光部所管のグループ補助の対象にできないかということで相談を受けたような事例はございます。

なお、釜石地区では既に70戸規模の宿泊施設を独自に建てている建設業者がいると聞いておりまして、建築確認申請までいっているという状況は見てございます。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

資料の確認ですけれども、1ページ目の災害の査定結果が2,479億2,000万円余ですよね。予算の状況を単純に見ると663億円。この災害査定結果の2,479億円余という合計金額は、海岸保全、施設の復旧、整備など全部をひっくるめた金額なのですか。予算とどのように絡んでいるのか。

○及川企画課長 査定結果の2,479億円というのは、工事復旧に要する全体の事業費でございまして、これは当然1年や2年でやれるものではございませんので、これを、特に大規模工事はおおむね5年をめどに完了したい、復旧したいと思っております。そういったスケジュール的なものを考えた上で各年度にこれだけの予算を計上しているということでございます。

○若林県土整備部長 もう少しかいつまんで言いますと、1ページ目ですが、予算の状況

でそれぞれの災害復旧事業があります。平成23年度と平成24年度を合わせて884億円ぐらいになります。それから、2の災害査定結果はあくまでも県分です。市町村分は予算化されていけませんので、県として2,200億円余の全体の災害復旧事業があると。そのうち平成23年度、平成24年度で手当てしてきたのが八百八十幾らです。平成25年度に恐らくかなりの部分が予算化される。なるべく早く平成24年度の状況さえ整えば、平成24年補正を組んで前倒ししていくという流れになっています。

○嵯峨老朗委員長 ありがとうございます。失礼しました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨老朗委員長 それでは、ほかになければ、これをもって県土整備部における復旧・復興のロードマップについて調査を終了いたします。

次に、復興道路を核とした道路施策の取組方針について調査を行います。調査の進め方についてであります。先ほどと同様に執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋道路建設課総括課長 それでは、復興道路を核とした道路施策の取組方針について御説明をいたします。

資料のほうは、A4の1枚物と、それから取組方針の冊子の2種類ございますけれども、A4の概要版のほうで御説明申し上げたいと存じます。

初めに、策定の趣旨を御説明いたします。御存じのとおり、本県は広大な県土を有していることから都市間距離が非常に長く、都市間の移動には長い時間を要しております。特に沿岸地域は、それら時間と距離の壁の存在が顕著でございまして、産業面や防災面での大きな課題となっております。

このような課題を抱える中で震災が発生したところでございますが、三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路の開通区間は、まさしく命の道として大きな効果を発揮いたしました。県では、沿岸地域の復興のためには三陸沿岸地域の縦貫軸、内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考え、これらの道路を復興道路として位置づけ、国に対して早期の全線開通を強く要望してまいりました。

県の要望を受け、国では復興のリーディングプロジェクトとして早期全線開通を目指す意向を示し、未着手区間の新規事業化を決定するなど、過去に類を見ないスピードで事業を展開していただいているところでございます。県といたしましても、復興道路の事業進捗への協力にとどまらず、同時にこの多大な整備効果を全県に波及させるよう取り組みを進めていく必要があります。

このことから、復興道路の整備効果を最大限に発揮するために配慮すべき道路施策を定めた復興道路を核とした道路施策の取組方針を作成することといたしました。

なお、策定に当たりましては、学識経験者や観光、防災など各分野の専門家により構成

されたいわての道を考える懇談会において、助言や意見をいただいております、ちょうだいいたしました意見を取組方針に反映させているところでございます。

次に、復興道路の整備状況についてでございますが、資料の左下をごらんください。現在までに計画延長393キロメートルのうち79キロメートルが供用いたしまして、供用率は20%となっております。平成23年度の第3次補正で事業化されました187キロメートルを含めまして、現在280キロメートルの区間で事業が進められているところでございます。

次に、取組方針の位置づけを御説明いたします。資料の右側をごらんください。県が進める道路施策の基本方向については、いわて県民計画に示しているところですが、災害を受けて昨年8月に策定いたしました岩手県東日本大震災津波復興実施計画におきましても、震災を踏まえた道路施策の基本方向を示しております。具体的には、いわて県民計画におきましては、岩手を支える基盤の実現を目指し、産業を支える社会資本の整備、安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備、豊かで快適な環境を創造する基盤づくりを進めております。また、復興実施計画においては、安全の確保の観点から、防災のまちづくりの実現、災害に強い交通ネットワークの構築を目指して事業を進めているところでございます。

今回策定いたしました復興道路を核とした道路施策の取組方針は、これら二つの計画の基本方向を踏まえた観点から、より重点的、効果的にこれらの上位計画を推進していくための具体的な道路施策として位置づけております。取組方針を踏まえ、復興道路を補完する道路として復興実施計画で定めました復興支援道路や復興関連道路などを中心に今後の整備の進め方等を検討してまいりたいと考えております。

なお、整備の検討に当たっては、道路利用の状況変化や公共事業予算の動向などを踏まえ、総合的に判断していく必要があると考えております。

次に、具体の取組方針についてでございます。概要版の裏面をごらんください。復興道路の整備によりまして、移動時間短縮や防災力強化、渋滞解消などにおいて大きな効果をもたらされます。これらを各地域に波及させる取り組みといたしまして、いわて県民計画に掲げる産業の支援、安全、安心の確保、豊かで快適な環境を支える基盤づくりの三つの大きな視点を踏まえた物流、観光、災害時、医療支援、通勤・通学・生活、まちづくりの6分野において19の取組方針を定めております。

各分野ごとに具体的な取り組み例を紹介いたしますと、物流におきましては港湾や漁港、工業団地などの拠点施設から復興道路へのアクセス性の向上などを図りたいと考えております。

観光面におきましては、観光ルートにおいて復興道路のインターチェンジへの案内標識の充実などを図っていきたいと考えております。

災害時の機能といたしましては、防災拠点などへのアクセス道路として復興道路を補完する機能を有する路線の隘路解消などに取り組んでいきたいと考えております。

医療支援といたしましては、救急医療施設へのアクセス性を改善していきたいと考えております。

通勤・通学・生活の支援といたしましては、インターチェンジから市街地までのアクセシビリティの向上や、歩行者や自転車の通行空間の確保などを進めていきたいと考えております。

まちづくりの支援といたしましては、高台集団移転などの新たな土地利用計画にあわせて戦略的に道路整備を進めていきたいと考えております。

次に、関係機関との調整事項についてでございますが、資料の左下をごらんください。取組方針は、県が進める施策の方向性を取りまとめたものでございますが、国や市町村が管理する道路と一体となって施策を展開することにより、復興道路の整備効果が大きく波及してまいります。このことから、国や市町村とこれまで以上に情報共有を行いながら、共通意識を持って各諸施策を展開してまいりたいと考えております。

最後に、これらの取り組みを進めるに当たっての基本姿勢についてでございますが、資料の右下をごらんください。従来の公共事業においても配慮しております環境保全、景観配慮、コスト意識、県民や関係者との連携に加え、過去に類のないスピードで復興道路の整備を進めている国と同様のスピード感を持って事業を展開すること。災害時と平常時のバランスに配慮し、防災性と利便性を備えた道路整備を目指すことを十分に意識して取り組みを進めていきたいと考えております。

以上で復興道路を核とした道路施策の取組方針の説明を終わらせていただきます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** ないようでありますので、これをもって復興道路を核とした道路施策の取組方針について調査を終了いたしたいと思っております。

この際、執行部から県が控訴した損害賠償請求事件の結審についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**細川道路環境課総括課長** それでは、県が控訴した損害賠償請求事件の結審について御報告いたします。

資料はございません。申しわけありません。この事件は、平成15年に県が発注した一般県道江刺金ヶ崎線金ヶ崎橋梁維持修繕工事の現場付近で発生した一般車両同士の衝突事故に関し、平成22年1月26日にセゾン自動車火災保険株式会社から、トラック運転手、工事請負業者及び県を被告として提起された損害賠償請求事件であります。昨年の11月29日に盛岡地方裁判所水沢支部において県側敗訴の判決があり、翌30日に控訴について議決をいただき、同日控訴したところであります。その後、仙台高等裁判所に控訴理由書及び準備書面を提出し、当該事故はトラック運転手の前方注視義務違反によるものであり、事実認定に誤りがあること、また県が注意義務を負担していた根拠とする道路法第42条の解釈に誤りがあること、仮に県が何らかの注意義務を負おうとしても県は工事請負業者に対し指導、監督を行っていたことなどを主張したところであります。

去る4月9日に第1回口頭弁論が行われ、事実認定の誤りを立証するため証人尋問の申

し出を行ったところですが、採用されず、同日結審となりました。判決は、6月27日の13時15分から言い渡されますので、御報告いたします。

○**及川河川課総括課長** 閉伊川水門に係る住民説明会の開催結果について御説明申し上げます。

お手元にお配りのA4判の1枚物の資料でございます。まず、裏面の参考というところをごらんください。去る3月14日付で宮古市議会から知事あてに意見書が出されており、内容は閉伊川水門については、2月12日に市民に対して説明を行ったが、市民の不安を払拭したとは言い切れず、賛否両論あるところであり、市民の理解をさらに深めるとともに、不安を取り除くため十分に説明を果たすよう求めるというものであります。これに対応するために今回の説明会を開催したものであります。

表面に戻っていただきまして、説明会の概要であります。名称は宮古湾の津波防災対策に係る住民説明会。日時は、平成24年4月15日、日曜日、13時30分から、場所は宮古小学校であります。参加者は、県、市のほか宮古市議会議員、市民等約240名。内容といたしましては、学識経験者による津波防災についての講演の後に、県から閉伊川水門に係る説明を行いました。

県からの主な説明内容は、津波対策施設の高さの設定根拠、津軽石川水門の効果の検証結果、閉伊川の津波対策における堤防方式と水門方式の比較検討結果についてであります。

開催結果であります。宮古市議会議員や市民から以下のような意見、質問があったものの、市民からは水門に対する反対意見は特になく、水門方式とする県の説明について一定の理解を得られたものと考えています。宮古市議会からの主な質問、意見ですが、水門方式については進捗状況や水門の管理橋の一般供用に関するもの、堤防方式につきましては堤防かさ上げ区間の考え方や落橋の危険性に関するものがありました。市民の方々からの主な質問、意見でございますが、水門方式については見直しの可能性や最大クラスの津波による浸水範囲等に関するもの、立派な水門をつくってほしいとの意見もございました。堤防方式については、河床掘削による波高の低減効果について質問がありました。これらの質問、意見に対して県が考え方をお答えしています。

今後の対応についてですが、事業の進め方について宮古市と調整を図った上で、地区ごとに事業計画を住民に説明するとともに、地元漁業協同組合など関係機関に説明しながら調査、設計を進めていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

○**嵯峨孝朗委員長** ありがとうございます。ただいまの報告に対する質疑も含めて、この際、何かございませんでしょうか。

○**小野寺好委員** 裁判について、以前委員会でも盛岡地裁はおかしいのではないかという発言をしたような記憶があるのですが、これは余り簡単に終わったような感じがするのですけれども、証人はどちらで求めた証人であったか。

それから、雰囲気として高裁はひっくり返すような雰囲気なのでしょうか。その辺を少

し詳しくお願いしたいなど。

○細川道路環境課総括課長 証人は、県側が当時の現場の監督員の証言を得るため申し出たものでございます。

それから、高裁の雰囲気ということでございます。当事件の弁護人の感触でございますと、我々が申し出た証人申請を認められなかったこと、それから第1回の口頭弁論で即日結審したということ踏まえたと厳しい結果が予想されるのではないかとということでございます。

○小野寺好委員 わかりました。

それから、この際発言なのですけれども、実は1カ月くらい前から参議院のほうから、仮設住宅のふろに追い炊き機能を付けると聞こえてきまして、この数日間の報道を見ると、やっぱりやってくれるのだなという感じがしています。しかし、技術的な面、お金の面で心配なのですけれども、初めからやるとすれば大ざっぱな数字で、1個20万円ではなくて30万円のものらしい。それを短い期間だから給湯だけでいいのだらうということで20万円のものにしたと。これは、後からくっつけるのでしょうか、それともかまを全部取りかえるものなのでしょうか。その辺の技術的な部分と見込みを聞きたいと思います。

○澤村建築住宅課総括課長 かまを取りかえるような形になると考えておりました。

○小野寺好委員 報道では、希望者を募るということだったと思うのですけれども、恐らくみんな欲しいと、当然ではないかなと思います。やはり一律に全部やるのではなくて、希望をとってやるのか。それと、その工事期間によっては風呂を使えない期間が出てくるのかなど。その辺はどうなのでしょう。

○澤村建築住宅課総括課長 基本的には一律にすべて工事するというのではなくて、入居者の皆様にこういった工事になります、例えば1週間ぐらい工事かかりますとか、工事内容等も含めてアンケートをとって必要な方に設置するというような考え方であります。

○小野寺好委員 見込みであって、まだ決定ではないのですね。

○若林県土整備部長 現在平野大臣の発言もあったりして手挙げ方式でいこうかと考えています。というのは、いろいろ人夫の状況や災害公営住宅のほうにシフトしていくという部分もあって、ただ追い炊きを希望しているという方がいらっしゃるんで、それにはこたえたいと考えています。知事の記者会見もあったのですけれども、その中でいい方向には向かっていると知事も発言をしている。今現在内部で、復興局がその仕切りをしているわけけれども、我々からの意見は復興局のほうにお話はしております。やはり希望者には対応せざるを得ないだろうという流れになっていますし、それには1週間くらいの期間、おふろが使えません。今は給湯器だけなのですけれども、給湯器を全部かえなければならぬものですから、その処分も出てくるということはあると思います。そういう状況をきちんと説明しながら、皆さんに希望をとって対応していきたいと考えております。

○高橋孝眞委員 2点お願いしたいのですけれども、大体敗訴になるのではないかと思います。県として弁護士を選定する際はどのような基準で選んでいるのかどうか。

それから、もう一点は、仮設住宅では2年なわけですけれども、2年で地主のほうが返してほしいという声が若干あるようなお話がありましたけれども、現実的にはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○細川道路環境課総括課長 この事件の裁判の弁護士にどういう方を選んだかという御質問でございますが、私どもとしては県の顧問弁護士であられる石川先生をお願いしたところでございます。

○嵯峨耆朗委員長 今回の質問はどのような基準で選んだかということであるが、そういうものではなくて、単純にそうしたということですね。

○細川道路環境課総括課長 私どもとしては特に基準は持っておらず、県の弁護士に頼んだということでございます。

○澤村建築住宅課総括課長 仮設住宅の民間の土地所有者の方から2年で返していただきたいという意向があるという情報はいただいておりますが、現実問題としてなかなか難しいものですから、当方としましてあす以降、市町村とさまざま協議に入りたいと思っています。その中で説得していただくようお願いしようとして今現在考えているところでございます。

○高橋孝眞委員 顧問弁護士は県としては1人なわけですか。それとも複数おられたのか。複数おられたとすれば、なぜ石川弁護士になったのか。

それから、地主との契約は2年間だったのか。それがどうしても返還してほしいといった場合は、お願いはするというけれども、どのように対応していくのかということです。

○澤村建築住宅課総括課長 基本的に応急仮設住宅は、最初は2年と3カ月なものですから、2年3カ月以上の期間で、2年半とかさまざまあるようでございます。それで、その中でどうしてもということであれば、最悪空き部屋を探してそちらに移っていただくしかないと考えていますけれども、それはできるだけ避けたいと思います。

○嵯峨耆朗委員長 最初の地主との契約に関する質問についてはどうですか。2年だったのかどうかという確認があったと思うのですが。

○澤村建築住宅課総括課長 さまざまあるのですけれども、存置期間が最低で2年3カ月ですので、2年3カ月とか2年6カ月とか、そういったような期間で貸したいということでございます。

○細川道路環境課総括課長 顧問弁護士でございますが、県にお二方おられる。その中で、それぞれ担当部が決まっておるということですので、石川先生をお願いしたというところでございます。

○高橋孝眞委員 なぜ返還を求めるのかということなのですかけれども、理由はどのように聞いておりますか。

○澤村建築住宅課総括課長 詳しい理由というのはお聞きしていないところなのですが、そのときは土地を売りたいというようなお話もあったと聞いております。

○高橋孝眞委員 いずれ聞いていますと、虫食い状態になるようなといいますか、利用で

きる面積は少ないので、意外と高くなってしまって、仮設住宅から土地を早く返していただいて処分をしたいというような話が出てきているようです。それはやはり別な部分での復旧が進んでいないという理由だと思うのですが、その辺も考えながら、もう一度土地利用計画というの、何か網をかぶせるような、そういう仕組みを考えないと今のことがどんどん、どんどん出てしまうのではないかと。その場所ばかりではなくなると心配しますので、少し考えたほうがいいのかと感じたところでございます。

○嵯峨竜朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨竜朗委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終わりたいと思います。

なお、事務連絡でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月31日から6月1日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。